

平成29年度第3回区議会定例会 教育委員会関係質問・答弁概要

自民	桜井ただし 議員	代表質問	1
質問要旨	<p>保育園基幹園の園庭の重要性について (1) 保育園における園庭は、子どもの発達を考慮するうえで、非常に重要であると認識しているが、区はどのように考えているのか。 (2) これまで以上に増え続ける私立保育施設に対して、区は代替園庭の確保策を、今後どのように考えているのか。</p>		
答弁者	子ども部長		

(1) 保育園基幹園の園庭の重要性について

保育園における園庭は、子どもの発達を考慮するうえで、非常に重要であると認識しているが、区はどのように考えているのかについてですが、子どもたちは、戸外活動を通じて四季の移ろいを感じ、その変化に応じて新しい発見をして遊びを展開させていき、その過程をも楽しんでおります。

園庭は、運動面だけに限らず、情緒面の発達を促す役割も担っているという議員のご指摘は、まさしくそのとおりであると認識し、子どもの発達を考慮するうえで、非常に重要であると我々も考えております。

なお、私立保育施設の子どもたちは、代替園庭である公園や児童遊園を利用して、運動遊びや植物や虫などの観察などを行っております。

ただ、代替園庭自体は確保しても、各歳児で戸外活動場所が異なりますので、活動場所が限られてくるといった課題があることは認識しております。

そのため、区では、ほぼ毎日午前9時半から午後1時まで、私立保育施設に対してバスを貸し出しており、未就学の児童ではお散歩でなかなか行くことのできない北の丸公園や日比谷公園などで、戸外活動を楽しんでいるところです。

(2) 増え続ける私立保育施設に対する代替園庭の確保策について

これまで以上に増え続ける私立保育施設に対して、区は代替園庭の確保策を、今後どのように考えているのかについてですが、当面、区内に未就学児童が増えている現状を踏まえて、保育施設を増設していくことは、待機児童をゼロとするためには必要なことです。

ただ、先の質問で述べたとおり、子どもたちの発達のためには、戸外活動は必要不可欠となりますので、基本的には各保育施設で園庭を確保できれば一番良いのですが、用地条件の厳しい本区では極めて難しい状況にあります。

そうした中でも、昨年10月に開設したクレアナーサリー市ヶ谷におきましても、人工芝と砂場を整備した園庭を設けたのと、本年4月に開設した旧神田保育園仮園舎を活用した神田淡路町保育園おおきなおうちでは、1階と屋上を活用した園庭を整備したところです。

また、今後二番町に開設を予定している(仮称)二番町ちとせ保育園は、1階と屋上に園庭を整備する予定でございます。

そのため、今後の代替園庭を確保していく策につきましては、区立でも私立でも戸外活動ができる施設は、

園庭がない保育施設に貸し出しをしてもらえるよう、これまで以上に要請してまいります。

今後とも、子どもの発達や学びの連続性を考慮した、質の高い保育を提供できるよう、支援に努めてまいります。

千代田	たかざわ秀行 議員	代表質問	2
質問要旨	教育環境の整備、特にハード面について 1. 学校建築において要求水準はどのようなものか、すべて一律で同一水準を求めるのか。 2. 和泉小学校・こども園は複合施設にするのか単独施設にするのか。 3. 九段小学校・幼稚園の計画は、お茶の水小学校・幼稚園の想定より狭くなっているのはなぜか。 4. A L T教育は特別教室で行っているのか。また、今の教育カリキュラムで特別教室は何部屋必要なのか。 5. 余裕を持った校舎は必要だが、オーバースペックの建物は不要である。お考えを。		
答弁者	教育担当部長		

- まず、小学校建築における要求水準についてですが、文部科学省令小学校設置基準で、小学校として備えるべき機能・設備などの基準が定められています。この基準は、必要最低限のものを示すものであり、省令では「学校設置者として、基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。」と規定されています。
本区では、これらを踏まえた上で、少人数・習熟度別学習やICT教育といった今日的な教育課題への対応や放課後の活動、防災機能なども考慮した学校施設を整備しております。具体的な施設の検討に際しては、地域特性や各学校の特色などに加え、敷地形状や立地条件なども十分に考慮し、保護者や学校関係者、地域の皆様のご意見を聞きながら、施設の整備を進めてまいります。
- 次に、和泉小学校・こども園の整備についてですが、昨年度、整備に向けた調査検討を実施し、設備の老朽化や利用者動線の混在、地域の児童数の増など、施設を取り巻く現状や整備に向けて解決すべき課題を整理しました。今後、学校・こども園関係者や地域の皆さまと課題を共有しつつ、ご意見を伺いながら検討を進めてまいります。
- 次に、九段小学校・幼稚園の整備計画が、お茶の水小学校・幼稚園の整備計画にある延べ床面積より狭いとのこと指摘についてですが、お茶の水小学校・幼稚園施設整備検討協議会において、施設整備計画方針（案）の「想定する施設内容」として概括的に延べ床面積をお示ししており、現時点では未定でございます。今後、具体的な設計作業を進めていく中で、詳細に積み上げてまいります。
- 次に、A L T教育についてですが、現在は普通教室で行っております。また、教育カリキュラムに必要な特別教室については、部屋の必要数についての規定はございませんが、理科室、音楽室、図画工作室、家庭科室、図書室があげられます。その他、文部科学省小学校整備指針では、生活科室、視聴覚室、コンピュータ室、特別活動室、教育相談室などが特別教室と規定されています。
- 最後に、「将来を見据えた適正な規模の校舎建築を」とのご意見についてですが、新たな学校施設の整備に当たっては、今日的な学習内容に応える内容であるとともに、将来を見越した柔軟な利活用に十分対応し得る施設を整備することが肝要と考えております。このため、学校関係者や地域の皆様のご意見を十分にお聞きしながら、適正な規模の施設となるよう、施設整備検討協議会での議論を進めてまいります。

公明	大串ひろやす 議員	代表質問	6
質問要旨	<p>1 共育大綱について 教育大綱（ビジョン）の目指すものは何か、基本的な考え方を問う。 また、子ども版の共育大綱（ビジョン）の作成を提案する。</p> <p>2 児童福祉法の改正を受け、教育を含めた子どもの施策推進にあたっての区の考え方を問う</p> <p>(1) 子どもの権利擁護について</p> <p>①子どもの権利擁護の普及啓発の取り組みと子どもの虐待に第三者機関の設置をということについて</p> <p>②要保護児童を対象とした区内のショートステイ事業について</p> <p>(2) 児童相談所設置について</p> <p>①千代田区版の児童相談所の現時点の構想について</p>		
答弁者	<p>区長 子ども部長</p>		

1 共育大綱について（区長答弁）

大串議員の「子どもの権利」の視点からのご質問のうち、共育大綱についてのご質問にお答えいたします。

- 共育大綱は、議員ご指摘の通り、共育の理念を基本としている。
共育は、家庭・学校・園・地域等が共に一体となって子どもを育て、また自らも育っていくという考え方である。
- このような考え方に基づき、子どもの健やかに育つ権利の実現と次世代育成支援及び教育振興施策の基本的な方針として「千代田区共育大綱」及び「千代田区共育ビジョン」を策定した。
- 共育大綱及びビジョンでは、3つの基本理念として、共育による地域社会の実現、子どもの健やかに育つ権利の実現、0歳から18歳までの連続した教育・子育て支援を掲げている。また、未来を担う子どもの姿として、人と人とのつながりの中で生きる、自分自身と向き合う、新しい時代を生き抜くという人づくりを目指すこととした。
- 子どもは家族の一員であると同時に未来を担う次世代への懸け橋にもなっている。次の時代がよりよい社会であって欲しいと願うのは世の常であるが、次代を担う子どもたちはこの願いを「よりよい社会へのバトン」として継承してくれる大切な存在である。
- 子どもに関する施策の展開にあたっては子どもの最善の利益を考慮すべきである。子どもの生きる権利、守られる権利、育つ権利及び参加する権利を尊重しなければならない。
- このような理念に基づき、子どもにかかわる施策が実施されることで、大人も子どもも共に育つとともに、すべての子どもたちが、夢と希望を持ち、目を輝かせて成長していくことを目指していく。子ども施策がしっかりと地域に根付くように努力を重ねることが私たちに課せられた使命である。
- また、委員ご提案の子ども版の共育大綱（ビジョン）の策定は子どもたち自身に共育の理念を浸透させる有効な手段のひとつと受け止めさせていただき、具体の実現に向けて検討したい。

2 権利擁護と児童相談所設置について（子ども部長答弁）

大串議員の子どもの権利擁護と児童相談所設置についてのご質問にお答えします。

子どもの権利擁護についての「子どもの権利」の普及啓発の取り組みと子どもの虐待に第三者機関の設置をというご質問についてですが、本区においては、相談体制を強化し、子ども本人が意見表明できるように「どんなことでもいいよ、一人で悩まないで、どうしていいか困ったら電話してね。」というカードを小学生、中学生と年齢に合わせた文言に直し、全生徒に配布したり、また、いつでも相談できる24時間365日相談電話を開設しました。しかし虐待相談件数は増えており、子どもの権利が守られていない家庭もあるのが現状です。

今後は本区においても議員ご指摘の通り、他の自治体も参考にしながら、子どもにも理解しやすい絵本や本を使う等、子どもも大人も子どもの権利について知り、正しく理解できるような普及啓発に努めます。区や他の機関に申し入れや意見表明できる公的な第三者機関の設置に関しても視野に入れ、一件、一件の相談に心と心をつなぐ関係性が築けるような「子どもが健やかに育つ権利の実現」に向けて取り組んでまいります。

次に要支援家庭を対象とした区内ショートステイ事業のご質問についてですが、ショートステイはレスパイトの目的で利用する方が多く、利用者数は、年々増加しています。

虐待予防の観点からも要支援家庭を含むショートステイが、必要であるということとは認識しております。また、子どもと家庭の支援は、本来その生活が営まれている身近な地域でなされるべきであり、ショートステイ先から歩いて学校に通えることが理想です。現在本区が委託しているショートステイ先は、区外であり、やはり近くで預けられるという自区にショートステイが必要であるということ認識し、民間の活力、協力家庭なども視野に入れ、検討してまいります。

次に児童相談所設置についての千代田区版児童相談所の現時点での構想についてのご質問ですが、児童福祉法の一部改正により、特別区の児童相談所が設置できることになりました。現状は、児童・家庭支援センターと東京都の児童相談所では、「東京ルール」という共有ガイドラインに基づき、区は、子どもの虐待、ネグレクト等ぎりぎりまで子どもと親の支援をしますが、一時保護が必要になった場合や施設入所が好ましい場合などは、東京都の児童相談所へ依頼する二元体制になっております。この二元体制は、区民にとってはわかりにくく、また、二元体制の両者のはざまに落ち、深刻な事態になったケース、また、時間のロスや都と区の認識の温度差等が指摘されています。

児童相談所を区が設置するということは、児童虐待や非行他様々な問題に対し、未然防止から調査、援助、保護、措置、家庭復帰まで、迅速に切れ目なく対応し、千代田区すべての子どもの命と権利を千代田区全体で守るということです。

子どもの関係性を大事にした区の寄り添い型の支援を基本とし、千代田区版児童相談所を実現するために、児童相談所の機能に加え包括的な支援機能を持ち、身近な場所での継続的な支援を強化する総合的、一元的な仕組みを整備してまいります。

さらに、今後の児童相談所設置の検討の中で、区の包括的な子育て支援機能と児童相談所機能を一元的に合わせ有することも検討し、いわば子どもの総合的な支援拠点である、仮称「子ども総合サポートセンター」の設置を目指したいと考えております。

自民	永田 壮一 議員	一般質問	3
質問要旨	道徳教育について (1) 国旗掲揚、国歌斉唱の教育現場での指導は徹底しているか (2) 教科書採択について、外部からの影響が無いよう徹底したか (3) 道徳の教科化の前倒しの成果と学力の向上への影響について (4) 道徳教育でのいじめ、自殺防止の取組みはどのように行い、効果はあったか (5) 道徳の評価方法と学校の裁量はどの程度あるか (6) 道徳の評価による進学への影響、進学時の申し送りについて (7) 千代田っ子のおもてなしの活用方針、英語での発信は道徳で行うのか (8) 教育勅語について、どのように扱っているのか		
答弁者	教育担当部長		

永田議員の道徳についてのご質問にお答えします。

はじめに、国旗掲揚、国歌斉唱についてですが、学習指導要領において、愛国心、郷土愛などを育むものとして、「社会科、音楽科、特別活動」での指導が示されています。社会科では「我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てること。」、音楽科では「国歌『君が代』はいずれの学年においても歌えるように指導すること。」、特別活動では「入学式や卒業式においては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国家を斉唱するよう指導するものとする」とされており、本区でもこの内容に沿った指導がなされるよう教育現場に徹底しております。次に、道徳の教科書採択についてですが、文部科学省通知の「教科書採択における公正確保の徹底等について」を区立各小学校長に送付するとともに、教育委員会からも、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、公正かつ適正な教科書の調査が行われるよう、教職員に対して周知徹底しているところでございます。

また、教科書選定に当たっては、教材の適切さ、資料のわかりやすさなどを考慮し、調査委員会、選定委員会で十分な調査研究を行いました。これを教育委員会に答申して協議、議決しましたが、その過程において、議員ご懸念のような特定の出版社の採択に反対する働きかけ等は一切無く、今回の採択に至りました。

次に、道徳の教科化の前倒しに関する成果についてですが、今般の九段小学校の取り組みについては、新たに教科化される道徳の指導方法、児童の評価などを先行して調査研究したものであり、教育の現場を担う教職員にとって先例となる事例を集約したものとなりました。発表会には区内の教職員だけでなく、39都道府県から790名の方々が参観しており、研究の成果を全国に向けて発信することができました。

一方、道徳教育と学力との関連性については、現時点では本区の学校における明確な差異は確認できておりませんが、今後、学力調査等を重ねていく中で分析してまいります。

次に、いじめ問題や自殺の防止の取組みと成果についてですが、いじめや自殺は、どの学校にもおこり得る可能性があることから、継続的に指導を行っております。とりわけ道徳の時間では、自己肯定感や自尊感情を高め、思いやりの気持ちや生命の尊さを学んでいます。

本区では、児童・生徒の道徳心や自己肯定感等に関する全国学力調査の意識調査の結果から、昨年と比べて道徳心や自己肯定感が高まる傾向があり、着実に成果を上げてきているものと考えております。

次に、道徳の評価方法についてですが、新学習指導要領に則り、児童・生徒ひとり一人がいかに成長したかを受け止め、励ますことを念頭に記述式で行うこととしており、数値等では評価いたしません。

学校の裁量部分としては、学習指導要領に「道徳の評価については、学習評価の妥当性、信頼性等を担保することが重要である。そのため、評価は個々の教師が個人として行うものではなく、学校として組織的、計画的に行われることが重要である。」と示されており、これに則り、学校単位で考えていくこととなります。

次に、道徳評価による進学への影響についてですが、新学習指導要領では、入学者選抜にはなじまないものとされ、「評価は調査書に記載せず、合否判定に活用することのないようにする必要がある」旨が謳われており、本区もこれに則って対応してまいります。

次に、「千代田っ子のおもてなし」についてですが、2020年の東京オリンピック・パラリンピック教育の一環として、本区を訪れる外国人に対して、子どもたちが区の魅力などを英語で紹介することを目的として作成した補助教材であります。対象を区立小・中・中等教育学校向けとしていたため、区民への配布、販売、私立学校への提供等については想定していませんが、今後、どのような活用ができるのか検討してまいります。

また、日本文化を学び英語で発信するということは、道徳教育の「国際理解、国際貢献」に該当するものですが、道徳を含む横断的な授業である、オリンピック・パラリンピック教育の中で取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、本区における教育勅語の取り扱いについてですが、学習指導要領に則り、各学校が教育課程を定めて教育活動を行っており、教育勅語について教育課程の中で扱っている学校はございません。

自民	池田ともりの 議員	一般質問	5
質問要旨	多読書の勧め 小学校の英語教育の拡充に伴い、図書館をはじめ学校図書に多読書の取り入れを勧めるが、考えを伺う。		
答弁者	教育担当部長		

池田議員の多読書の勧めについてのご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、外国語の習得に多くの外国の書物に触れることは、大変効果的な学習活動の一つであると認識しております。

新学習指導要領では、平成32年度より小学校3年生から6年生の児童に対する外国語教育（英語）を開始いたしますが、本区ではこれに先駆けて、平成30年度から外国語の授業を開始する予定です。

授業の中では、小学3・4年生は話す・聞く活動を中心に外国語に慣れ親しむことを目的にしており、英語の書物にもできるだけ多く触れていきます。また、小学5・6年生は英語を読む・書くといった内容も加わることから、英単語を読んだり、調べて書いたりするなど書物を活用した学習も想定されます。

文部科学省は、小学校で600～700の英単語を習得することを打ち出しており、従来から行われている国際理解教育における多文化理解をさらに進めていくためにも、多様な書籍が必要であると考えます。

今後の国際教育の拡充に向けて庁内で連携を図り、区立図書館や学校図書室等において多様な書籍を取りそろえ、子どもたちの学習環境の充実に努めてまいります。

共産	牛尾耕二郎 議員	一般質問	11
質問要旨	<p>1 保育所保育指針の改定について</p> <p>(1) 改定された保育所保育指針に初めて3歳以上の幼児に対し、「国旗・国歌に親しむ」ことが明言されたことは、国による押し付けではないか。</p> <p>(2) 国旗、国歌については、様々な意見があり、賛否両論があるので、子どもたちに押し付けることがないように求める。</p> <p>(3) 各園の「保育計画」について、保育指針を参考にしながらも、各園の実情に応じて作成することを今後も尊重することと、指針にある「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の視点で子どもを評価する保育ではなく、子どもの自主性を伸ばす保育を行うよう求める。</p> <p>2 学校給食の無償化について</p> <p>学校給食の無償化を検討すること区に求める。せめて主食について区が補助する段階的な施策の検討をしてもいいのでは。</p>		
答弁者	<p>子ども部長 教育担当部長</p>		

1 保育所保育指針の改定について（子ども部長動弁）

まず3歳以上の幼児に対し、「国旗・国歌に親しむ」ことが明言されたことについてですが、一般の保育所保育指針の改定は、子どもが周囲の環境に探究心などを持ってかかわり、生活に取り入れていく力を養うための一つの内容として、園内外の行事で国旗に親しむことを掲げているほか、文化や伝統に親しむ際には伝統的な行事や国歌などに親しみ、社会とのつながりの意識を養うことを掲げております。本区としては、子どもたちがこうした力を養うことにおいては、国による押し付けではないと認識しております。

また、従前より幼稚園教育要領には国旗に親しむことの記載があり、区立幼稚園・こども園は入園式や卒業式などの行事で国旗掲揚と国歌斉唱を実施しております。

こうした経緯も含め、今回の保育指針の改定で、幼稚園と認定こども園と並び、保育所も幼児教育を担うことが初めて明記されたので、保育園での生活の中でも国旗・国歌に親しむことは必要であると認識しております。

厚生労働省は、「保育の現場において、絵本などの教材を活用しながら、各保育所の創意工夫のもと、親しむ趣旨に鑑みた保育が提供されるよう、保育所保育指針の解説書などで丁寧に周知していく。」としております。

そのため、本区としましても、各園の創意工夫のもと、子どもが国旗や国歌に親しむ方法については鋭意検討していきたいと考えております。

次に、各園の「保育計画」についてですが、改定された保育指針に、各園における保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所生活の全体を通して、各園が創意工夫して保育できるよう作成されなければならないと示されております。

また、今回の改定で示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、子どもの小学校就学時の具体的な姿であり保育士等が指導を行う際に考慮するものですが、子どもの成長を評価、記録する際などには、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定ではなく、一人一人のよさや学びの状況等を捉えて行うもので留意が必要とされております。

そのため、本区では、改定された保育指針に基づき、今後も、各園が創意工夫し

た保育計画を尊重するものと認識しているほか、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の視点で子どもを評価するのではなく、子どもの主体的な活動や子ども相互の関りを大切にする保育環境の整備に取り組んでまいります。

2 学校給食の無償化について（教育担当部長答弁）

義務教育は法令の定めにより授業料は無償とされていますが、学校給食費については、学校給食法の規定により、給食の食材料費を保護者負担とさせていただいております。

ご指摘のとおり、子どもの貧困対策が重大な社会問題となっており、昨今、人口減少が進む自治体などが子育て環境を充実させ、定住者を増やす対策として学校給食費を無償化する事例が出てきております。

もとより、経済的に困窮している世帯には、就学援助により給食費等の援助を行っておりますが、区では本年度より給食費の保護者負担軽減の観点から、全児童・全生徒を対象に、1食あたり、小学校10円、中学校15円の補助を開始いたしました。

段階的な対応として、主食に対する補助を検討すべきとのことですが、本区は次世代育成手当の支給や高校生までを対象とした医療費助成など、他の自治体と比べて相当に手厚い子育てへの支援を行っているところでございます。

引き続き、経済的理由によって困窮している世帯に対しては、生活保護や就学援助の制度で支援をしていくとともに、給食費の適正な負担について、今後、社会経済情勢や他の自治体等の動向を注視してまいります。

千代田	はやお 恭一議員	一般質問	13
質問要旨	中等教育の在り方について (1)「魅力ある学校づくり」、「学校の適正規模の維持」、「区立中学校の学力維持の取組の充実・周知」の進捗状況について (2)魅力ある部活動への取組みの「専門性のある指導者の招聘」、「部活動運営の在り方の検討」について、具体的にどう取り組んだのか (3)九段中等教育学校は、「地域の行事や活動に参画し、主体的に社会貢献する生徒の育成」を具現化する取組みとは		
答弁者	教育担当部長		

教育委員会では、平成25年度から2年間にわたり、「今後の中等教育の在り方検討会」を設置し、新しい時代に即した中等教育の在り方を検討し、平成27年3月に報告書を取りまとめました。検討の中では、「魅力ある学校づくり」「学校の適正規模の維持」「区立中学校の学力向上の取組の充実・周知」の三点を今後の方向性として決めました。

これらの進捗状況ですが、まず「魅力ある学校づくり」については、区立中学校2校がそれぞれ特色ある教育活動を展開することにより、魅力の向上に取り組んでおります。

麴町中学校では、例えば全国規模の事業提案コンクールに参加したり、放課後に、専門家を招聘した演劇やアナウンスなどの自主講座を実施しております。

神田一橋中学校では、ICTを活用し、生徒のやる気や興味を引き出すための授業改善や、和太鼓やかるといった地域と連携した部活動を展開しています。

これらの活動については定着を図りつつ、さらなる拡充に取り組んでまいりたいと考えております。

学校の適正規模の維持については、「千代田区の中等教育将来像」の中で、在来中

学校2校について、それぞれ12学級、各学年4学級が適正であるとされております。現在は2校とも12学級の体制とはなっておりませんが、今後の子どもの増加傾向に加え、各校の魅力を高め、選ばれる学校づくりを進めることにより区立中学校への進学者が増加して、適正な学級規模に近づくよう努めてまいります。

区立中学校の学力向上に向けては、例えば、麴町中学校では、英語・数学・国語の三教科について習熟度別の講座を展開しているほか、思考力や表現力の育成を目的に夏季宿泊研修や企業と連携した学習活動を実施しております。神田一橋中学校では、麴町中学校と同様に習熟度別の講座を実施しているほか、ICT機器を活用して学習用の動画を配信し、自宅での学習が可能となるような取組みも行っております。さらに、放課後の時間を活用し、学校内で大学生を活用した学習講座や、学習塾と提携した受験対策講座を開設し、学力向上に取り組んでおります。

これらの取組みについては、全国や区独自の学力学習達成度調査の結果を分析し、成果と課題を校内で共有することにより、さらなる授業改善に役立てております。こうした様々な教育活動や生徒たちの取組みは、学校だより、学校説明会、区立小学校等での中学校紹介コーナー、ホームページなどを活用し、広く校外に情報発信していきます。

次に、部活動の取組みについてですが、現在本区では、各校の吹奏楽部や水泳部、茶道部、和太鼓部、かるた部などの指導に、専門性のある人材を外部指導員として配置しています。

さらに、部活動の運営をめぐっては、平成30年度から国や都により「部活動指導員制度」が開始されることとなっております。「部活動指導員」は、従来は学校の教職員に限って可能であった大会への引率など、部活動に関わる全般的な対応を担うことができ、教員の負担軽減や専門性の高い指導の実現に向けて効果的な対策であると考えております。今後、本区では、これまでの外部指導員を拡充するとともに、「部活動指導員」の配置についても検討を進めてまいります。

最後に、九段中等教育学校における地域行事への参画や生徒の社会貢献についてですが、開校当初より「豊かな心 知の創造」を教育目標に掲げ、地域と共同した学校教育を展開してまいりました。

例えば、前期課程のキャリア教育の一環として、地域の企業を訪問し、就業体験活動を行っております。

また、吹奏楽部による千代田区戦没者追悼式や区内各所での演奏、区民体育大会のアトラクションへの参加、生徒全般による区内一斉清掃などのボランティア活動、区民向けの天体観望会や小学生を対象とした算数や理科教室を開催しているほか、今年度は地域の祭礼行事にも参加いたしました。

こうした地域と共同した教育活動を行っておりますが、今後はさらに活動の場を広げていくとともに、学校だよりやホームページでの公開など、一層の情報発信にも努めてまいりたいと考えております。